

# グローバルEV関連株ファンド (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)

愛称: **EV革命**

追加型投信 / 内外 / 株式

## EV市場拡大の本格化はこれから

平素より「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり/為替ヘッジなし）愛称：EV革命」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

以下、当ファンドのマザーファンドを実質的に運用しているロベコ・スイス・エージーからの情報を基に、今後のEV市場の動向等をご報告申し上げます。

※ 以下、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）」を（為替ヘッジあり）、「グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）」を（為替ヘッジなし）とすることがあります。

### 当レポートのポイント

#### 1.（為替ヘッジなし）の基準価額は設定来高値を更新

当ファンドは2023年初来、概ね堅調に推移し、2023年7月5日には（為替ヘッジなし）の基準価額は設定来高値を更新しました。EV市場は中国、欧州中心から米国、日本、東南アジア等の新興国に拡大しつつあり、成長性を加味すれば、世界株式に比べて割高な水準ではないと考えています。

#### 2.「全固体電池」に脚光、EV革命も関連銘柄を保有

2023年6月、トヨタ自動車は2027～28年に「全固体電池\*」のEVを実用化すると発表し、株式市場で脚光を浴びています。現在、同電池には既存のバッテリーメーカーや新興企業、自動車メーカーの多くが取り組んでおり、当ファンドで保有しているバッテリー企業は「全固体電池」の関連銘柄として注目しています。

#### 3. 中国、欧州に続き、米国やその他地域でもEV化が加速へ

世界のEV普及率（2022年）は未だ約12%にとどまっています。中国や欧州が政府の規制やEVに対する優遇政策などで先行しており、世界のEV登録台数の約85%を占めています。環境問題などもあり、今後、EVに対する各国政府の優遇政策が拡充され、米国や日本、東南アジア等の新興国においてEV化の進展が期待されます。

\* 負極から正極に電子を流す役目をする電解質を液状ではなく固体にした電池。

※個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。今後、予告なく変更される場合があります。

## (為替ヘッジなし) の基準価額は設定来高値を更新

- 当ファンドは2023年初来、概ね堅調に推移し、2023年7月5日には**(為替ヘッジなし) の基準価額は設定来高値を更新**しました。足元(7月18日)の基準価額(為替ヘッジなし)は、**2023年初来で+35.1%と上昇**しました。
- 現在、世界のなかで本格的にEV市場が拡大しているのは中国、欧州などの限られた国・地域です。**今後は米国や日本、東南アジア等の新興国においてEV化の進展が期待**されます。
- ポートフォリオ全体における予想EPS成長率は12.5%と世界株式(9.6%)と比べて高い水準です。一方、予想PERは17.6倍と世界株式(17.4倍)と同程度の水準であり、成長性を加味すれば**割高な水準ではないと考えています**。

### 基準価額・純資産総額等の推移(2018年1月24日(設定日)～2023年7月18日)

#### <為替ヘッジあり>



(2023年7月18日現在)

税引前分配金  
再投資基準価額  
15,948円

基準価額  
15,046円

純資産総額  
約133億円

#### <為替ヘッジなし>



(2023年7月18日現在)

税引前分配金  
再投資基準価額  
20,641円

基準価額  
19,432円

純資産総額  
約928億円

#### ポートフォリオの特性値(2023年6月末)

	マザーファンド	世界株式
予想PER(倍)	17.6	17.4
PBR(倍)	3.1	2.7
予想EPS成長率(%)	12.5	9.6

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) (為替ヘッジあり)、(為替ヘッジなし)ともに分配金(1万口当たり、税引前)は設定来累計(2023年7月18日現在)で1,000円です。

(注4) ポートフォリオの特性値は、マザーファンドの「グローバルEV関連株マザーファンド」。(注5) 予想EPS成長率は今年度から3年間の年平均成長率。

(注6) 世界株式は、MSCI ワールド インデックスのデータ。当ファンドおよびマザーファンドのベンチマークではありません。

(出所) ロベコ・スイス・エーゲーのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページおよび投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



## 「全固体電池」に脚光、EV革命も関連銘柄を保有

- 2023年6月、トヨタ自動車が2027～28年に「全固体電池」のEVを実用化すると発表し、**株式市場で「全固体電池」が脚光**を浴びています。
- 「全固体電池」は現在主流のリチウムイオン電池と比較し**エネルギー密度が高く、EVの航続距離や充電時間、安全性が大きく向上**するとみられています。
- 現在、**同電池には既存のバッテリーメーカーや新興企業、自動車メーカーの多くが取り組んでいます**。
- 当ファンドで保有しているバッテリー企業は、今後、「全固体電池」の幅広い普及に貢献していくと考えられ、以下の組入銘柄（2023年6月末現在）は**「全固体電池」の関連銘柄として注目**されています。

## 「全固体電池」関連銘柄の動向

企業名	コメント
CATL（中国）	2023年に新タイプの凝縮型電池*（最大エネルギー密度500Wh/kg目標）を商業化する見通し。全固体電池は2030年以降に。
サムスンSDI（韓国）	2027年に全固体電池の量産化を目指す。全固体電池のパイロットラインの設置は完了。
LGIナジーソリューション（韓国）	2028年に全固体電池の量産化を目指す。
ニオ（中国）	中国のEVメーカー、ニオはSUVの「ES6」に半固体電池を導入し、2023年に販売する予定。

（出所）ロベコ・スイス・エージー、各種資料のデータを基に委託会社作成

\* 電解質がゲル状のもの。半固体電池とも呼ばれます。

## 「全固体電池」関連銘柄の株価推移

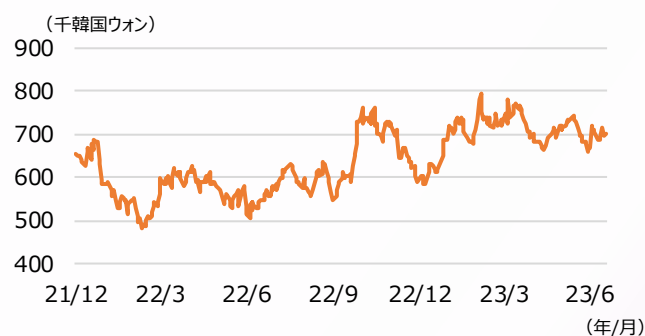
CATLの株価

（2021年12月31日～2023年7月18日、日次）



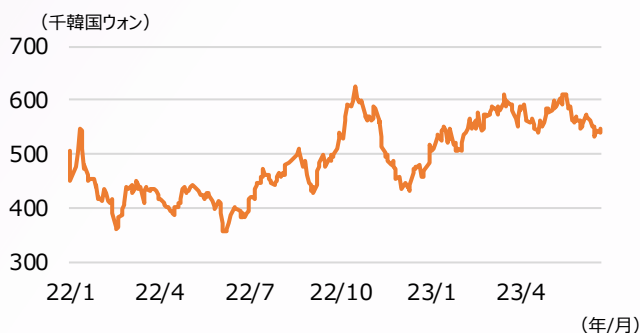
サムスンSDIの株価

（2021年12月30日～2023年7月18日、日次）



LGIナジーソリューションの株価

（2022年1月27日（上場日）～2023年7月18日、日次）



ニオの株価

（2021年12月31日～2023年7月18日、日次）



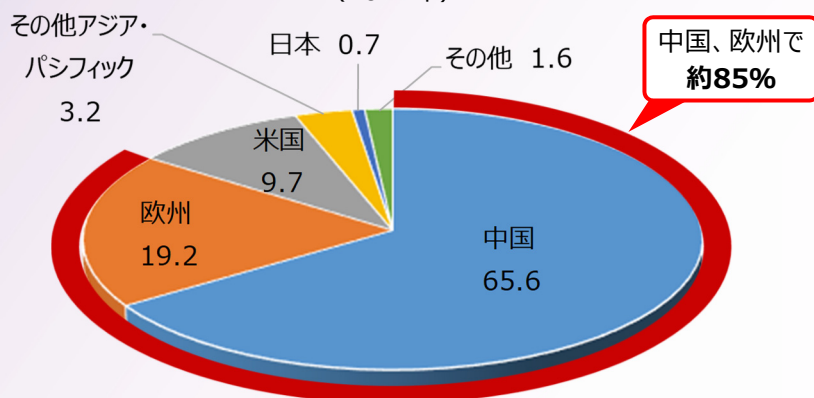
（出所）Bloomberg、各種資料のデータを基に委託会社作成

※ 上記は組入銘柄の例であり、当該銘柄を推奨するものではありません。また、個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。  
 ※ 上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。  
 見直しは今後、予告なく変更する場合があります。

## 今後の米国市場拡大に期待

- 中国、欧州でいち早くEVの普及が浸透したきっかけは、政府の規制やEVに対する優遇政策などでした。**EV市場の成長には各国の規制や政策の影響が大きい**とみられます。
- 米国では、2022年8月に成立したインフレ抑制法で対象となるEVを購入すると最大7,500米ドルの税額控除を受けることができます。また、米国内でバッテリーセルとモジュールを製造する企業に対しても優遇されるため、**EV関連企業にとっても最終消費者にとってもEV製造、購入の追い風**となります。
- さらに2023年4月には厳しい排ガス基準を設けた新たな規制案が公表されました。乗用車と小型トラックを含むライトビークルと中型車の2027～2032年モデルを対象とした温室効果ガス（GHG）と大気汚染物質の排出基準に関する規制案で2027年から施行されます。
- この規制では自動車メーカーに対し、新車のCO<sub>2</sub>総排出量を2027年から2032年まで毎年減らしていくよう義務付けており、**2032年にはライトビークルの新車販売台数のおよそ3分の2がEV**になるとみられます。

国・地域別EV登録台数の構成比（%）  
（2022年）



世界のEV登録台数（2022年）：約818万台

国・地域別EV普及率（%）  
（2022年）

国・地域	普及率
世界	11.9
中国	21.9
欧州	12.5
米国	7.4
その他アジア・パシフィック	2.7
日本	1.7
その他	1.6

（注1）四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。（注2）EV普及率は、乗用車登録台数に対するEV登録台数の割合。（出所）Euromonitor Internationalのデータを基に委託会社作成

## 中国ではさらに排ガス規制強化へ、自動車各社はEV販売に注力

- 中国では2023年7月1日から**自動車排ガス規制を厳格化した国六排出規制6b段階（国6b）**が段階的にスタートしました。窒素酸化物（NOX）や粒子状物質（PM）、揮発性有機化合物（VOC）の排出量が規制に適合していない車両の生産・輸入・販売が禁止されます。対象となるのは小型車と総重量3.5トン以上の「**重型**」ディーゼル車です。
- 自動車の生産、輸入を手掛ける企業が環境保護・生産一貫性管理責任を持つ主体として、中国の大気汚染防止法などの関連規定に基づき、車両の出荷または入国前に排ガス検査情報と汚染防止技術情報を開示し、実際に生産・輸入された車両の法規適合性を確保することを求めています。
- このように従来のガソリン・ディーゼル車に対する排ガス規制は、**より一層、新エネルギー車、EV化へと転換する大きなきっかけ**になると考えています。
- 日本の**トヨタ自動車**などがEVに全力で取り組み、米国でのEV現地生産に積極的な姿勢を打ち出したのも米国市場でのEV競争激化が背景にあると考えられます。そのほか**フォルクスワーゲン、フォード・モーター**などの既存の大手自動車メーカーも米国に積極展開していくとみられ、米国でのEV化は進展すると考えられます。
- こうしたインセンティブを追い風に米国に関わらず、EVシフトが進むとみられます。例えば、**メルセデス・ベンツグループ**は2030年までに全車種をEVへ、**フォルクスワーゲン**は2030年までに世界販売の5割をEV、**フォード・モーター**も2030年までに欧州で販売する乗用車をすべてEV化する目標を掲げています。

※個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。

※上記は過去の実績、将来の予想、当資料作成時点の見通しであり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## ファンドの特色

- ※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。
- グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジあり）：為替ヘッジあり  
 グローバルEV関連株ファンド（為替ヘッジなし）：為替ヘッジなし
- マザーファンドへの投資を通じて、EV（電気自動車）関連企業の株式に実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。
    - 「グローバルEV関連株マザーファンド」への投資を通じて、EV（電気自動車）の進化や発展に伴い、恩恵を受けると思われる企業に投資します。
    - 銘柄の選定にあたっては、個々の企業の成長性や株価のバリュエーションを考慮します。
    - マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ロベコ・スイス・エージーへ委託します。
  - 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドからお選びいただけます。
 

（為替ヘッジあり）

    - 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
    - ※一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。

（為替ヘッジなし）

    - 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
  - 毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として分配を目指します。
    - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### ■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



## 投資リスク

## ■ 為替変動リスク

## 為替ヘッジあり

【為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

また、一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあるため、為替変動の影響を受けることがあります。

なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

## 為替ヘッジなし

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

## ■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

## ■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## お申込みメモ

## 購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

## 購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

## 信託期間

2028年1月24日まで（2018年1月24日設定）

## 決算日

毎年1月、7月の23日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金支払いコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 英国証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

## スイッチング

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に3.30% (税抜き3.00%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に年1.793% (税抜き1.63%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料  
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただけます。
  - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
  - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
  - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
 ※ 監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号          加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、          一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>          コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>ロベコ・スイス・エーゲー</p>



## 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○		○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※1
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第191号	○					
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長（金商）第1号	○					
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○					
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号	○					
とほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第36号	○					
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		※1

## 備考欄について

※1：金融商品仲介業者経由のみでのお取扱いとなります。

## 【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2023年7月18日